

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の十二第一項第二号ロ及び第二項第二号ロ、別表第二号第12の6（2）コ及び第12の6（3）オ並びに別表第三号第17（3）の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第二十三号（シングルクヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の技術的条件を次のように定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件 (1 略) 2 設備規則第四十九条の六の十二第二項第二号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の相互変調特性は、次に定めるとおりとする。 (1) 基地局の送信装置 ア 一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置 (イ) 空中線端子のある送信装置のうち、三・四GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を使用するもの (ロ) 略 (ハ) 空中線端子のない送信装置のうち、三・四GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を使用するもの (ニ) 略 (ホ) 略 (ヘ) 略 (ヘ) 略 (イ) 略 (2) 略 (3・4 略) 5 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。 (1) 基地局の送信装置 ア 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しない送信装置 次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。 (表略) 注1 基地局が使用する周波数帯(三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数帯をいう。)の端から四〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。 (2 4 略) (イ・ウ 略) (2) 略 6 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。 (1) 基地局の送信装置 ア 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しない送信装置 次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要	一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件 (1 同上) 2 (同上) (1) (同上) ア (同上) (イ) 空中線端子のある送信装置のうち、三・六GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を使用するもの (ロ) 同上 (ハ) 空中線端子のない送信装置のうち、三・六GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を使用するもの (ニ) 同上 (ヘ) 同上 (イ) 同上 (2) 同上 (3・4 同上) (同上) 5 (同上) (1) (同上) ア (同上) (表同上) 注1 基地局が使用する周波数帯(三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数帯をいう。)の端から四〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。 (2 4 同上) (イ・ウ 同上) (2) 同上 (同上) 6 (同上) (1) (同上) ア (同上)

発射の強度の許容値を満たすこと。

〔表略〕

注 1 基地局が使用する周波数帯（三・四 GHz を超え四・一 GHz 以下又は四・五 GHz を超え四・九 GHz 以下の周波数をいう。）の端から四〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。

〔 2・3 略 〕

〔イ・ウ 略〕

〔 2 〕 略

二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式であつて、二七 GHz を超え二九・五 GHz 以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件

〔 1 〕 4 略 〕

5 設備規則別表第三号 17(3) の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の無線設備

次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

〔表略〕

注 1・2 〔略〕

3 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、次のとおりとする。

(1) 〔略〕

(2) 同時に送信する複数の搬送波の間においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に応じたこの表の許容値の総和を適用する。

(2) 陸上移動局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置の表の上欄に掲げるチャネル間隔に同じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注 1)	不要発射の強度の許容値
五〇	五未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・七 dBm 以下の値

〔表同上〕

注 1 基地局が使用する周波数帯（三・六 GHz を超え四・一 GHz 以下又は四・五 GHz を超え四・九 GHz 以下の周波数をいう。）の端から四〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。

〔 2・3 同上 〕

〔イ・ウ 同上〕

〔 2 〕 同上

二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、二七 GHz を超え二九・五 GHz 以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件

〔 1 〕 4 同上 〕

5 〔同上〕

(1) 〔同上〕

〔表同上〕

注 1・2 〔同上〕

3 〔同上〕

(1) 〔同上〕

(2) 同時に送信する複数の搬送波の間において、当該搬送波のうち一の搬送波の送信周波数帯域の端から当該一の搬送波の送信周波数帯域幅の一〇％未満の周波数範囲（当該周波数範囲の上端及び下端の周波数以外に同時に送信する搬送波の送信周波数帯域の周波数を含まないものに限る。）において、当該周波数範囲に接する各搬送波に応じたこの表の許容値の総和を適用し、同時に送信する搬送波の間において、全ての搬送波の送信周波数帯域の端から当該全ての搬送波の送信周波数帯域幅の一〇％以上離れた周波数範囲において、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 dBm 以下とする。

(2) 〔同上〕

ア 〔同上〕

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注 1)	不要発射の強度の許容値
五〇	五未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・五 dBm 以下の値

イ 隣接する複数の搬送波を同時に送信する送信装置
 次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

	五以上一〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)九・七dBm以下の値
一〇〇	一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
	一〇以上二〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)九・七dBm以下の値
二〇〇	二〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
	二〇以上四〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)九・七dBm以下の値
四〇〇	四〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
	四〇以上八〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)九・七dBm以下の値

〔注1・2 同上〕

チャネル間隔(MHz)	離調周波数(MHz)	不要発射の強度の許容値
一〇〇	一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
	一〇以上二〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)九・七dBm以下の値
二〇〇	二〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
	二〇以上四〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)九・七dBm以下の値
三〇〇	三〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
	三〇以上六〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)九・七dBm以下の値
四〇〇	四〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
	四〇以上八〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)九・七dBm以下の値
四五〇	四五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)九・七dBm以下の値

イ 〔同上〕
 〔注1・2 同上〕

	五以上一〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六・五dBm以下の値
一〇〇	一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
	一〇以上二〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六・五dBm以下の値
二〇〇	二〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
	二〇以上四〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六・五dBm以下の値
四〇〇	四〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
	四〇以上八〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六・五dBm以下の値

チャネル間隔(MHz)	離調周波数(MHz)	不要発射の強度の許容値
一〇〇	一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
	一〇以上二〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六・五dBm以下の値
二〇〇	二〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
	二〇以上四〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六・五dBm以下の値
三〇〇	三〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
	三〇以上六〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六・五dBm以下の値
四〇〇	四〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
	四〇以上八〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六・五dBm以下の値
四五〇	四五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六・五dBm以下の値

備考 表中の「」は注記である。

[6] 略	〔注 略〕	[6] 同上		〔注 同上〕
		満	八〇以上一、六〇〇未	
五〇〇	四五以上九〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電	力が(二)一・七dBm以下の値	六五〇
	五〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電	力が(二)一・七dBm以下の値	
六〇〇	五〇以上一、〇〇〇未	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電	力が(二)一・七dBm以下の値	六五〇
	六〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電	力が(二)一・七dBm以下の値	
六五〇	六〇以上一、二〇〇未	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電	力が(二)一・七dBm以下の値	六五〇
	六五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電	力が(二)一・七dBm以下の値	
七〇〇	六五以上一、三〇〇未	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電	力が(二)一・七dBm以下の値	七〇〇
	七〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電	力が(二)一・七dBm以下の値	
八〇〇	七〇以上一、四〇〇未	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電	力が(二)一・七dBm以下の値	八〇〇
	八〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電	力が(二)一・七dBm以下の値	
八〇〇以上一、六〇〇未	八〇以上一、六〇〇未	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電	力が(二)一・七dBm以下の値	八〇〇以上一、六〇〇未
	満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電	力が(二)一・七dBm以下の値	